

令和2年

第5回仁木町教育委員会定例会議案

日時 令和2年5月20日
午後6時00分

場所 仁木町役場 「応接室」

令和2年第5回仁木町教育委員会定例会議事日程

令和2年5月20日(水) 午後6時00分 開議

(第1日)

日 程	区 分	件 名
日程第 1		会期決定
日程第 2		会議録承認
日程第 3		教育長事務報告
日程第 4	報告第1号	新型コロナウイルス感染症に関する対応について
日程第 5	報告第2号	令和元年度余市郡仁木町一般会計補正予算(専決第4号)のうち、教育費に関する件
日程第 6	報告第3号	令和2年度余市郡仁木町一般会計補正予算(第1号)のうち、教育費に関する件
日程第 7	議案第1号	令和2年度小中学校情報通信環境整備工事に関する件
日程第 8	議案第2号	仁木町教育委員会非常勤任用職員取扱規則の廃止に関する件
日程第 9	議案第3号	仁木町外国語指導助手任用規則の全部を改正する規則に関する件
日程第10	議案第4号	仁木町教育委員会会計年度任用職員取扱規則の制定に関する件
日程第11	議案第5号	仁木町立学校支援員配置に関する規則の一部を改正する規則に関する件
日程第12	議案第6号	仁木町水泳プール管理人服務規程の一部を改正する規程に関する件
日程第13	協議案第1号	当面する教育諸問題に関する件

日程第 1 会期決定

日程第 2 会議録承認

日程第 3 教育長事務報告

教育長事務報告 令和2年4月21日（火）～令和2年5月20日（水）

1 令和2年度仁木町教頭会総会

令和2年4月21日（火）役場会議室2

＝概要＝

- 挨拶のみで退席

2 新型コロナウイルス感染症に係る特別給付金打ち合わせ

令和2年4月22日（水）役場応接室

＝概要＝

- 新型コロナウイルス感染症に係る特別給付金の概要及び担当課の協議

3 令和2年度第1回後志管内市町村教育長会議（テレビ会議）

令和2年4月23日（木）役場教育長室

＝概要＝

- 新型コロナウイルス感染症対策に係る対応について
- 令和2年度後志管内教育推進の重点
- 教頭候補者の確保について
- 「学校全体の取組」を進めるために
- 教職員の服務規律の保持について
- 感染症対策に係る留意事項について

4 J A新おたるトマト生産組合から町内学校にトマトジュースの寄贈

令和2年4月23日（木）役場教育長室

＝概要＝

- J A新おたるトマト生産組合から町内学校にトマトジュース（365本～児童生徒、各先生）の寄贈
- J A新おたるトマト生産組合 兼重組合長

5 令和2年第8回臨時校長会

令和2年4月24日（金）役場会議室2

＝概要＝

- 新型コロナウイルス感染症対策に係る対応について

- 在宅勤務の励行について
- その他

6 生活支援臨時給付金（仮称）に係る協議

令和2年4月27日（月）役場応接室

＝概要＝

- 新型コロナウイルス感染症に伴う生活支援臨時給付金（仮称）に係る庁内会議

7 新型コロナウイルス感染症への対応に係るテレビ会議

令和2年4月30日（木）後志合同庁舎講堂

＝概要＝

- 休業延長に係る基本的な対応について
- 臨時休業期間中の学習指導について
- その他

8 令和2年第9回臨時校長会

令和2年5月1日（金）役場会議室2

＝概要＝

- 休業延長に係る基本的な対応について
- 臨時休業期間中の学習指導について
- 新型コロナウイルス地方創生臨時交付金に係る各種事業について
- その他

9 第4回新型コロナウイルス感染症対策本部会議

令和2年5月1日（金）役場応接室

＝概要＝

- 公共施設等の今後の対応について
- マスク配布に係る準備状況等について
- 情報共有・今後の対応について
- その他

10 余市ライオンズクラブから石鹸の寄贈

令和2年5月1日（金）教育長室

＝概 要＝

- 余市ライオンズクラブから町内各小中学校に石鹼の寄贈
- 余市ライオンズクラブ 三浦会長、彫谷事務局長

11 令和2年第10回臨時校長会

令和2年5月7日（木）役場会議室2

＝概 要＝

- 臨時休業の延長について
- 臨時休業期間中の分散登校の実施について
- 新型コロナウイルス地方創生臨時交付金に係る要望期限の変更について
- その他

12 第5回新型コロナウイルス感染症対策本部会議

令和2年5月8日（金）町民センター交流ホール

＝概 要＝

- 新型コロナウイルス感染症に係る各種対策について
- その他

13 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金町長ヒアリング

令和2年5月14日（木）役場応接室

＝概 要＝

- 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る各種対策についての町長ヒアリング（総額6,751千円）
 - ・モバイルルーター購入費（20台～遠隔授業）
 - ・情報端末購入費（82台～GIGAスクール対象外分）
 - ・修学旅行延期に伴う追加経費分補助金
 - ・臨時休業に伴う学習教材費（郵便料含む）
- 出席者 佐藤町長、林副町長、岩井教育長、企画担当者、財政担当者、教育委員会担当者

14 ボランティア団体「絆」からマスクの寄贈

令和2年5月14日（木）町長室

＝概 要＝

- ボランティア団体「絆」から町内各小中学校にマスク（2,000枚）寄贈
- ボランティア団体「絆」細川代表 ほか

15 議会運営委員会

令和2年5月15日（金）役場委員会室

＝概 要＝

- 令和2年第1回仁木町議会臨時会の会期日程等について

16 令和2年第1回仁木町議会臨時会

令和2年5月15日（金）役場議場

＝概 要＝

- 承認 7件 ・ 専決処分7件（R元一般会計、R2一般会計、税条例ほか4件） 承認
- 議案 3件 ・ 補正予算3件（一般会計ほか2件） 可決

17 仁木町議会全員協議会

令和2年5月15日（金）役場委員会室

＝概 要＝

- 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る事業について（教育委員会関係事業）
 - ・ 遠隔・オンライン学習の環境整備 情報端末の購入（82台）、モバイルルーターの購入～20台 4,460千円
 - ・ 学校の臨時休業に伴う学習等への支援事業 修学旅行延期による追加経費補助（仁木中学校、銀山中学校） 670千円
 - ・ 学校の臨時休業に伴う学習教材等事業（全小中学校） 709千円
 - ・ 新型コロナウイルス感染拡大影響緩和と生活支援事業 大学生等で収入が減少し生活困窮者に対する経済支援（5万円/人） 500千円

18 令和2年度学校経営指導訪問

令和2年5月18日（月）銀山中学校、銀山小学校

令和2年5月19日（火）仁木中学校、仁木小学校

＝概 要＝

- 校長の説明（感染症対策、教職員の状況）
- 教頭、教務主任の説明（「学校全体の取組」のマネージメント状況）
- 義務教育指導監の助言
- 後志教育局 神守義務教育指導監
- 随行 岩井教育長

19 第5回定例校長会

令和2年5月20日（水）役場会議室2

＝概 要＝

- 教育長挨拶（示達事項含む）3件
 - ・新型コロナウイルス感染症対策について
 - ・義務教育指導監学校訪問について
 - ・GIGAスクール構想に向けた本町の取組について
- 教育委員会伝達・指導事項
 - ・新型コロナウイルス感染症に関する分散登校の実施について
 - ・学校休業期間中におけるICTを活用した家庭学習支援について ほか
- 会務報告、連絡事項
- 協議事項
 - (1) 学校職員評価について
 - (2) 学校経営研修会について
 - (3) 後志小中学校校長会「会報後志」への寄稿について
 - (4) 「勤務時間の割振」「週休日における勤務時間のスライド」について
 - (5) 指導主事訪問について
 - (6) 仁木町教育委員会と各地区交流会の実施について
 - (7) その他
 - ・指導監訪問について

日程第 4

報告第 1 号

新型コロナウイルス感染症に関する学校の対応について

このことについて、別紙のとおり報告します。

令和2年5月20日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩井 秋 男

○ 4月定例会以降の経緯について

1 学校休業関係

- 4/17 4/20から5/6まで臨時休業を決定。町内公共施設も一部を除き休館(後日5/31まで延長)
- 4/22 5/10まで臨時休業の文書とマスクを保護者に送付
- 4/30 北海道教育委員会から5/7から5/10まで臨時休業の追加要請
- 5/1 臨時校長会の開催、5/7から5/10まで臨時休業の文書を保護者に送付
- 5/4 国の「緊急事態宣言」が5/31まで延長
北海道教育委員会から5/11から5/31までの臨時休業を再度要請
- 5/7 臨時校長会の開催、5/11から5/31まで臨時休業の文書を保護者に送付
- 5/13 北海道知事による「新型コロナウイルス感染症対策に関する今後の基本的考え方」(案)の発表

2 学習・生活指導関係

- 4/22 各学校からの文書及び学習プリントを送付
- 5/8 仁木小からの文書及び学習プリントを送付。その他の学校は、毎週金曜日、教師が家庭にプリントの送付と回収を実施
- 5/15 仁木小からの文書及び学習プリントを送付
- 5/18 仁木小 保護者同伴で学習プリントを学校へ提出(家庭状況も確認)
- 5/25 分散登校実施

3 地方創生臨時交付金関係

- 5/1 地方創生臨時交付金制度要綱が通知
- 5/13 教育委員会は4事業を提案(詳細は協議案の中で説明)
- 5/15 議会全員協議会で説明

4 その他

・ICTの活用

- 5/11 各家庭のICT環境を調査(～5/15)
- 5/13 桜ヶ丘学園と遠隔授業について協議
- 5/18 Web会議用ソフトの試験運用(仁木中・銀山中)(～5/29)

各市町村教育委員会教育長 様
(各市町村立学校長)

北海道教育庁学校教育局長 小 松 智 子

小・中学校等における臨時休業期間中の登校日の設定と学校再開後の対応について(通知)

この度の臨時休業期間中の対応については、令和2年(2020年)4月17日付け教健体第55号「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の要請について」により通知したところですが、休業期間中の登校日の設定については、令和2年(2020年)4月17日付け教健体第66号「『Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン』の変更について」において、「児童生徒等や学校の実態に応じて登校日を適切に設定することも考えられること」と示されていることを踏まえるとともに、学校再開後の対応については、令和2年(2020年)4月6日付け教義第25号「学校の再開後の分散登校の実施について」に基づき、次により適切に対応いただくようお願いします。

なお、令和2年(2020年)3月9日付け教義第1496号「『分散登校』の実施について」は廃止することとします。

記

1 臨時休業期間中の登校日の設定について

- ・児童生徒の心身の健康状態や学習状況の把握等を行うことを目的として実施するとともに、大型連休中の指導も含め、学校再開に向けた生活リズムを整えるよう適切に指導すること。
- ・実施する場合は、4月27日(月)～5月1日(金)の期間に1回程度とし、半日日程とするなど、必要最小限にとどめること。なお、教育課程上の取扱いは、授業日とすること。
- ・「3つの密」(「密閉、密集、密接」)を避けるため、換気の徹底、近距離での会話や発声等の際のマスクの使用など、感染予防の徹底を図ること。
- ・学校給食を提供する場合は、令和2年4月8日付け教健体第33号「分散登校時における学校給食等の対応について」を踏まえること。

2 学校再開後の対応について

- ・学校の再開に当たっては、令和2年3月27日付け教健体第1096号「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等の再開に当たっての留意事項について」に基づくこと。
- ・なお、5月7日(木)、8日(金)については、臨時休業期間の長期化に伴う児童生徒の心身の負担等を考慮し、通常の学校生活に円滑に移行できるよう、午前授業とする、授業の1単位時間を短くする、登校時刻を遅らせるなど工夫をすること。
- ・この2日間での部活動は実施しないこと。
- ・学校給食への対応は、上記1と同様とすること。

義務教育課義務教育指導係
健康・体育課学校給食指導係

仁 教 委 号
令和 2 年 4 月 2 2 日

小学校児童及び
中学校生徒の保護者 各 位

仁木町教育委員会 教育長 岩 井 秋 男

新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休業中における分散登校の
実施について

日頃より町政並びに町教育行政の推進に対しまして、特段のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

各小中学校では新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため2月27日から続いておりました臨時休業が終わり、新学年を迎え二週間を経過し、ようやく落ち着きを取り戻しつつあったところですが、すでに各学校から周知されておりましたとおり、4月20日（月）から5月6日（水祝）まで再度臨時休業を実施することとなりました。

保護者の皆さまには、再度ご苦勞をおかけすることとなりますが、ご理解とご協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、今回の臨時休業期間中も分散登校を実施し、各校からのお知らせ文書を同封いたしますので、ご確認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

また、新型コロナウイルスの感染拡大などにより状況が変わる場合は、文書等でご連絡します。

(教育委員会総務学校教育係)

教 健 体 第 9 4 号
令和2年(2020年)4月30日

各市町村教育委員会教育長 様
(各市町村立学校長)

北海道教育委員会教育長 小 玉 俊 宏

新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の更なる要請について (通知)

新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた臨時休業については、「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく休業要請等について」(令和2年4月21日付け教健体第78号通知)に基づき取り組んでいただき、その期限を迎えるところですが、本日、知事から学校の臨時休業について改めて要請がありました。

つきましては、本道における感染の流行を早期に収束させるため、集団による感染の拡大を防止することが極めて重要であり、徹底した対策を継続する必要があることから、貴所管の小・中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に関し、令和2年5月7日(木)から10日(日)までを臨時休業とすることを要請します。

なお、5月11日(月)以降の対応については、国の緊急事態宣言の取扱いや道の対策などを踏まえ、速やかに通知します。

学校教育局高校教育課
学校教育局義務教育課
学校教育局特別支援教育課
学校教育局健康・体育課
学校教育局生徒指導・学校安全課
教職員局教職員課
教職員局福利課

仁 総 号
令和 2 年 5 月 1 日

小学校児童及び
中学校生徒の保護者 各 位

仁 木 町 長 佐 藤 聖一郎
仁木町教育委員会 教育長 岩 井 秋 男

新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の更なる実施及び
放課後児童クラブの開所について

国からの「緊急事態宣言」を受けまして5月6日（水祝）まで小中学校を臨時休業としておりましたが、北海道における新型コロナウイルスの感染拡大が依然続いており、北海道教育委員会教育長より5月7日（木）から10日（日）まで、臨時休業の更なる要請があったところです。

これらの状況を踏まえまして、各学校から連絡しておりました5月7日（木）と8日（金）の登校については実施せず10日（日）まで臨時休業とすることといたしましたのでお知らせいたします。

保護者の皆さまには、再度ご迷惑をおかけすることと存じますが、上記の趣旨を踏まえまして、ご理解とご協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、5月11日（月）以降の登校につきましては、国の緊急事態宣言の取扱いや北海道の対策を踏まえて決定いたしますので、詳しい内容につきましては、5月7日（木）に再度文書等を郵送させていただきますので、それまではこれまでと同様の対応をお願い申し上げます。

また、この臨時休業期間中は、仁木と銀山の放課後児童クラブを午前中から1日開所いたしますので、併せてお知らせいたします。

5月11日以降の開所につきましては、5月7日（木）に再度文書等によりお知らせいたします。

記

☆ 町内学校の臨時休業の追加実施期間

○ 令和2年5月7日（木）から10日（日）までの4日間

☆ 放課後児童クラブについて

- 欠席の連絡は通常どおり必要となります。（土日祝日は通常通り閉所します。）
- 新規の利用については、申請が必要となります。
- 感染拡大防止のため、家庭での保育が可能な場合は、放課後児童クラブの利用を控えていただきますようお願いいたします。

★この文書は、家庭に一枚として送付しています。

（住民課おもいやり係）
（教育委員会総務学校教育係）

各市町村教育委員会教育長 様
(各市町村立学校長)

北海道教育委員会教育長 小 玉 俊 宏

新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の更なる要請について(通知)

このことについて、令和2年5月4日付けで、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づく緊急事態宣言の期間が5月31日(日)まで延長されたことを受け、北海道知事から、学校の臨時休業について更なる要請がありましたので、次の事項に留意の上、適切に対応してください。

記

- 1 臨時休業の期間は、5月31日(日)までとすること。
- 2 臨時休業期間中においても、「新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について」(令和2年5月1日付け2文科初第222号初等中等教育局長通知)に基づき、可能な限り感染及びその拡大のリスクを低減させながら、段階的な学校教育活動の再開に向けた取組を進めること。
- 3 分散登校の実施に際しては、道の事業者への休業要請が5月15日(金)までとなっていることを踏まえ、同期間においては、必要最小限度にとどめ、18日(月)からは週ごとに登校回数を増やすなど、段階的に学校教育活動を再開できるよう、準備を行うこと。
なお、実施に当たっては、衛生部局と十分相談し、感染症対策を徹底すること。
- 4 全ての児童生徒の心身の健康状態や学習状況等の把握は、引き続き少なくとも2週間に1回は実施すること。特に、要保護児童対策地域協議会に登録されている支援対象の児童生徒は、概ね1週間に1回以上、実施すること。
- 5 休業期間中の家庭学習については、指導計画を踏まえた家庭学習を課し、教師がその学習状況や成果を確認すること。なお、休業期間中の学習指導については、別途通知する。
- 6 各学校においては、引き続き「健康観察シート」を活用するなどし、児童生徒の健康状態に一層配慮すること。
- 7 臨時休業中は、感染リスクを高めるような不要不急の外出をできるだけ避けることについて、改めて指導すること。
- 8 インターネット等の安心・安全な利用などについて指導するとともに、いじめ等の問題や心の不安などに24時間無料に対応する「子ども相談支援センター」について周知すること。また、児童生徒や保護者の要望に応じ、来校相談や家庭訪問を実施すること。
- 9 教職員については、健康管理を行うとともに、在宅勤務や時差出勤等を適切に運用するほか、各学校における良好な環境衛生の確保に努めること。
- 10 幼稚園については、休業を実施する場合でも、保護者が医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な者である、ひとり親家庭で保護者が仕事を休むことが困難である、などといった事情により、預かり保育を実施する場合、感染予防対策を十分講じた上で対応すること。

学校教育局健康・体育課
学校教育局高校教育課
学校教育局義務教育課
学校教育局特別支援教育課
学校教育局生徒指導・学校安全課
教職員局教職員課
教職員局福利課

仁 教 委 号
令和 2 年 5 月 7 日

小学校児童及び
中学校生徒の保護者 各 位

仁木町教育委員会 教育長 岩 井 秋 男

新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の更なる実施について

国内における新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、政府は「緊急事態宣言」を5月31日（日）まで延長し、これに伴い北海道教育委員会教育長から各学校に対しまして5月31日（日）まで更なる臨時休業の要請がありました。

委員会もこれらの要請を受けまして、既に連絡しておりました5月10日（日）までの臨時休業を5月31日（日）まで延長とすることといたしましたのでお知らせいたします。

保護者の皆さまには、何度も臨時休業の延長をお願いしており大変ご苦勞をおかけしているところでありますが、上記の趣旨を踏まえまして、再度ご理解とご協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、臨時休業期間中の分散登校については5月22日（金）まで実施いたしません。分散登校を実施する場合は、北海道や近隣の状況を踏まえて、文書等によりお知らせさせていただきます。

また、各学校からお子さまの状況確認を行うため、電話連絡やプリントの配付などを実施させていただきますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

☆ 町内学校の臨時休業延長期間

○ 5月31日（日）まで

★この文書は、家庭に一枚として送付しています。

(教育委員会総務学校教育係)

教 義 第 1 7 2 号
令和2年(2020年)5月15日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長 様
各市町村教育委員会教育長(札幌市を除く)

北海道教育庁学校教育局長 小 松 智 子

5月18日以降の分散登校について(通知)

このことについては、令和2年(2020年)5月4日付け教健体第99号通知「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の更なる要請について」において、週ごとに登校回数を増やすなど、段階的に学校教育活動を再開できるよう準備を行うことについて通知したところであり、また、5月14日に国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が決定され、その趣旨を周知するよう示されたところですが、知事から、道内の感染状況を踏まえ、石狩振興局管内以外の地域に関し、休業要請等を一部緩和する方針が示されました。

このため、石狩振興局管内以外の学校においては、徹底した感染防止策を前提としつつ、通常の学校再開に近い形態への移行も含め、登校回数や時数を増やすなど、分散登校の内容を一層充実させるようお願いします。

なお、石狩振興局管内の学校については、感染状況に応じて、衛生部局と相談の上、分散登校をはじめとした様々な方法で学習保障の取組を行い、通常の学校生活に円滑に移行できるようお願いします。

〔 学 校 教 育 局 義 務 教 育 課
学 校 教 育 局 高 校 教 育 課
学 校 教 育 局 特 別 支 援 教 育 課 〕

●分散登校について							
月日	5月25日	5月26日	5月27日	5月28日	5月29日	5月30日	5月31日
曜日	月	火	水	木	金	土	日
仁木小学校	4・5・6年	1・2・3年	4・5・6年	1・2・3年	4・5・6年		
	登校時間 8:10 下校時間 11:50 バス時間 11:55						
仁木中学校	1・3年	1・2年	3年	1・2年	2・3年		
	登校時間 8:10 下校時間 11:55 バス時間 12:00						
銀山小学校	全学年	全学年	全学年	全学年	全学年		
	登校時間 8:10 下校時間 11:45 バス時間 11:50						
銀山中学校	全学年	全学年	全学年	全学年	全学年		
	登校時間 8:15 下校時間 11:45 バス時間 11:50						

日程第 5

報告第 2 号

令和元年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第 4 号）のうち、
教育費に関する件

このことについて、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり
専決処分されましたので、報告します。

令和 2 年 5 月 2 0 日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩 井 秋 男

仁 総 号
令和 2 年 5 月 11 日

仁木町教育委員会
教育長 岩井 秋 男 様

仁木町長 佐藤 聖一 郎



補正予算に対する意見の聴取について

令和 2 年第 1 回仁木町議会臨時会（5 月 15 日開会）に、次のとおり教育に関する補正予算を提出しますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき貴委員会の意見を聴取するので、5 月 14 日までに回答願います。

記

○令和 2 年第 1 回仁木町議会臨時会付議事件

- ・令和元年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第 4 号）のうち、教育費に関する件
- ・令和 2 年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第 1 号）のうち、教育費に関する件

(総務課総務係)

仁 教 委 号
令和 2 年 5 月 14 日

仁木町長 佐 藤 聖 一 郎 様

仁木町教育委員会
教育長 岩 井 秋 男

補正予算に対する意見の聴取について（回答）
令和 2 年 5 月 11 日付仁総号をもって意見を求められた下記の件については、
特に意見はないので、その旨申し出いたします。

記

○令和 2 年第 1 回仁木町議会臨時会付議事件

- ・令和元年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第 4 号）のうち、教育費に関する件
- ・令和 2 年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第 1 号）のうち、教育費に関する件

（総務学校教育係）

承認第1号

専決処分事項の承認について

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり処分したので、同法同条第3項の規定により報告し議会の承認を求める。

令和2年5月15日提出

仁木町長 佐藤 聖一郎

記

令和元年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第4号）

専 決 処 分 書

令和元年度余市郡仁木町一般会計補正予算

本件、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

仁 木 町 長 佐 藤 聖 一 郎

令和元年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第4号）

令和元年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 174,974 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,669,693 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。

令和元年3月31日専決

仁木町長 佐藤聖一郎

(歳入)

第1表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 町 税		331,475	3,034	334,509
	1. 町 民 税	139,701	2,845	142,546
	2. 固定資産税	159,221	452	159,673
	3. 軽自動車税	10,306	△369	9,937
	4. 市町村たばこ税	22,247	106	22,353
2. 地方譲与税		39,424	342	39,766
	1. 地方揮発油譲与税	11,000	△1,246	9,754
	2. 自動車重量譲与税	26,500	1,588	28,088
3. 利子割交付金		400	△175	225
	1. 利子割交付金	400	△175	225
4. 配当割交付金		700	45	745
	1. 配当割交付金	700	45	745
5. 株式等譲渡所得割交付金		500	△11	489
	1. 株式等譲渡所得割交付金	500	△11	489
6. 地方消費税交付金		67,000	△2,791	64,209
	1. 地方消費税交付金	67,000	△2,791	64,209
7. ゴルフ場利用税交付金		2,900	210	3,110
	1. ゴルフ場利用税交付金	2,900	210	3,110
8. 自動車取得税交付金		3,800	447	4,247
	1. 自動車取得税交付金	3,800	447	4,247
9. 環境性能割交付金		3,000	△1,777	1,223
	1. 環境性能割交付金	3,000	△1,777	1,223
10. 地方特例交付金		4,917	△832	4,085
	2. 子ども・子育て支援臨時交付金	3,105	△832	2,273
11. 地方交付税		1,764,461	△5,623	1,758,838
	1. 地方交付税	1,764,461	△5,623	1,758,838
13. 分担金及び負担金		12,117	121	12,238

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1. 負担金	12,117	121	12,238
14. 使用料及び手数料		69,374	1,759	71,133
	1. 使用料	62,504	1,524	64,028
	2. 手数料	6,870	235	7,105
15. 国庫支出金		387,751	△17,177	370,574
	1. 国庫負担金	207,056	△8,133	198,923
	2. 国庫補助金	178,979	△9,239	169,740
	3. 委託金	1,716	195	1,911
16. 道支出金		226,780	△15,731	211,049
	1. 道負担金	124,616	△4,664	119,952
	2. 道補助金	87,787	△11,298	76,489
	3. 道委託金	14,377	231	14,608
17. 財産収入		28,334	△1,257	27,077
	1. 財産運用収入	16,505	△1,278	15,227
	2. 財産売却収入	11,829	21	11,850
18. 寄附金		247,657	△723	246,934
	1. 寄附金	247,657	△723	246,934
19. 繰入金		271,458	△113,284	158,174
	1. 基金繰入金	271,458	△113,284	158,174
21. 諸収入		89,251	△16,451	72,800
	1. 延滞金、加算金及び過料	92	81	173
	2. 町預金利子	1	△1	0
	3. 貸付金元利収入	732	△21	711
	4. 受託事業収入	30,252	△1,126	29,126
	5. 雑入	58,174	△15,384	42,790
22. 町債		261,484	△5,100	256,384
	1. 町債	261,484	△5,100	256,384

歳入合計	3,844,667	△174,974	3,669,693
------	-----------	----------	-----------

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議会費		53,474	△594	52,880
	1. 議会費	53,474	△594	52,880
2. 総務費		713,987	△7,575	706,412
	1. 総務管理費	637,310	△4,582	632,728
	2. 徴税費	33,644	△848	32,796
	3. 戸籍住民登録費	28,016	△1,869	26,147
	5. 統計調査費	1,936	△267	1,669
	6. 監査委員費	1,043	△9	1,034
3. 民生費		819,720	△25,133	794,587
	1. 社会福祉費	615,590	△17,193	598,397
	2. 児童福祉費	204,050	△7,860	196,190
	3. 災害救助費	80	△80	0
4. 衛生費		452,467	△20,901	431,566
	1. 保健衛生費	452,467	△20,901	431,566
6. 農林水産業費		245,781	△24,257	221,524
	1. 農業費	240,901	△23,157	217,744
	2. 林業費	4,880	△1,100	3,780
7. 商工費		201,191	△25,529	175,662
	1. 商工費	201,191	△25,529	175,662
8. 土木費		408,795	△56,578	352,217
	1. 土木管理費	27,598	△439	27,159
	2. 道路橋りょう費	215,356	△49,666	165,690
	3. 河川費	16,079	△5,101	10,978
	4. 住宅費	149,762	△1,372	148,390
9. 消防費		202,702	△1,342	201,360
	1. 消防費	202,702	△1,342	201,360
10. 教育費		282,107	△10,069	272,038

	1. 教育総務費	67,823	△2,205	65,618
	2. 小学校費	77,339	△2,984	74,355
	3. 中学校費	59,023	△3,270	55,753
	4. 社会教育費	12,760	△375	12,385
	5. 保健体育費	65,162	△1,235	63,927
12. 公債費		461,676	△1,045	460,631
	1. 公債費	461,676	△1,045	460,631
13. 諸支出金		670	1	671
	1. 基金費	670	1	671
14. 予備費		2,000	△1,952	48
	1. 予備費	2,000	△1,952	48
	歳出合計	3,844,667	△174,974	3,669,693

1. 総括
(歳入)

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 町 税	331,475	3,034	334,509
2. 地方譲与税	39,424	342	39,766
3. 利子割交付金	400	△175	225
4. 配当割交付金	700	45	745
5. 株式等譲渡所得割交付金	500	△11	489
6. 地方消費税交付金	67,000	△2,791	64,209
7. ゴルフ場利用税交付金	2,900	210	3,110
8. 自動車取得税交付金	3,800	447	4,247
9. 環境性能割交付金	3,000	△1,777	1,223
10. 地方特例交付金	4,917	△832	4,085
11. 地方交付税	1,764,461	△5,623	1,758,838
12. 交通安全対策特別交付金	0		0
13. 分担金及び負担金	12,117	121	12,238
14. 使用料及び手数料	69,374	1,759	71,133
15. 国庫支出金	387,751	△17,177	370,574
16. 道支出金	226,780	△15,731	211,049
17. 財産収入	28,334	△1,257	27,077
18. 寄附金	247,657	△723	246,934
19. 繰入金	271,458	△113,284	158,174
20. 繰越金	31,884		31,884
21. 諸収入	89,251	△16,451	72,800
22. 町 債	261,484	△5,100	256,384
歳入合計	3,844,667	△174,974	3,669,693

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源
				特定財源			その他	
				国道支出金	地方債			
1. 議会費	53,474	△594	52,880				△594	
2. 総務費	713,987	△7,575	706,412	△1,656		△6,697	778	
3. 民生費	819,720	△25,133	794,587	△19,465		△3,301	△2,367	
4. 衛生費	452,467	△20,901	431,566	△277		△773	△19,851	
5. 労働費	31		31					
6. 農林水産業費	245,781	△24,257	221,524	△7,918	△5,100	△81	△11,158	
7. 商工費	201,191	△25,529	175,662	△3,514		△12,749	△9,266	
8. 土木費	408,795	△56,578	352,217	△16		△824	△55,738	
9. 消防費	202,702	△1,342	201,360				△1,342	
10. 教育費	282,107	△10,069	272,038	△62		△1,767	△8,240	
21. 災害復旧費	66		66					
12. 公債費	461,676	△1,045	460,631			2,376	△3,421	
13. 諸支出金	670	1	671			1		
14. 予備費	2,000	△1,952	48				△1,952	
歳出合計	3,844,667	△174,974	3,669,693	△32,908	△5,100	△23,815	△113,151	

歳入予算補正事項別明細書

款14. 使用料及び手数料

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
目 6. 教育使用料	455		533			特定公共賃貸住宅駐車場使用料 △13,000 円
						町営住宅駐車場使用料 △40,000 円
				3. 土木機械使用料	△ 156	土木機械使用料 △156,000 円
				4. 道路敷地占有使用料	23	電柱占有使用料 8,000 円 電話柱占有使用料 12,000 円 その他占有使用料 3,000 円
項 2. 手 数 料	6,870	235	7,105	1. 教育文化等施設使用料	78	町民センター使用料 82,000 円 学校施設使用料 △4,000 円
				目 1. 総務手数料		
	2,406	△ 213	2,193	1. 総務手数料	△ 213	

款15. 国庫支出金

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
目 2. 民生費国庫補助金	17,467 △	6,010	11,457	1. 社会福祉費補助金	△ 5,712	地域生活支援事業費等補助金 △1,502,000 円 プレミアム付商品券事業費補助金 △3,194,000 円 プレミアム付商品券事務費補助金 △1,016,000 円
				2. 児童福祉費補助金	△ 298	子ども・子育て支援交付金 △298,000 円
目 3. 衛生費国庫補助金	2,749 △	275	2,474	1. 衛生費補助金	△ 275	感染症予防事業費等補助金 1,000 円 緊急風しん抗体検査等事業補助金 △276,000 円
目 4. 農林水産業費国庫補助金	26,123 △	181	25,942	1. 農業費補助金	△ 181	農業用ハウス強靱化緊急対策事業補助金 △181,000 円
目 6. 教育費国庫補助金	7,714 △	153	7,561	1. 小学校費補助金	△ 153	要保護児童援助費補助金 11,000 円 特別支援教育就学奨励費補助金 △164,000 円
項 3. 委 託 金	1,716	195	1,911			
目 2. 民生費委託金	1,411	195	1,606	1. 社会福祉委託金	197	国民年金事務委託金 197,000 円
				2. 児童福祉費委託金	△ 2	特別児童扶養手当事務取扱交付金 △2,000 円

款16. 道支出金

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
						農業競争力基盤強化特別対策事業補助金 △2,873,000 円
						未来につなぐ森づくり推進事業補助金 △652,000 円
						森林環境保全整備事業補助金 △24,000 円
目 5. 教育費道補助金	0	91	91			「本目新設」 社会参加促進事業補助金 91,000 円
項 3. 道委託金	14,377	231	14,608			
目 1. 総務費委託金	13,549	242	13,791			道民税徴収委託金 262,000 円
						人口動態調査費委託金 3,000 円
						経済センサス調査費委託金 △132,000 円
						農林統計調査委託金 80,000 円
						工業統計調査費委託金 5,000 円
						農地法事務委託金 31,000 円
						参議院議員選挙費委託金 △7,000 円
目 2. 農林水産業費委託金	201	5	206			地すべり防止区域点検調査委託金 5,000 円

(単位：千円)

款17. 財産収入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
款 17. 財産収入	28,334 △	1,257	27,077			
項 1. 財産運用収入	16,505 △	1,278	15,227			
目 1. 財産貸付収入	16,112 △	1,278	14,834	1. 土地建物貸付収入	△ 1,278	土地貸付収入 210,000 円 建物貸付収入 △748,000 円 教員住宅貸付収入 △740,000 円
項 2. 財産売却収入	11,829	21	11,850			
目 2. 物品売却収入	5	21	26	1. 物品売却収入	21	物品売却収入 21,000 円

(単位：千円)

款21. 諸 収 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
款 21. 諸 収 入	89,251	△ 16,451	72,800			
項 1. 延滞金、加算金及び過料	92	81	173			
目 1. 延滞金	90	83	173	1. 延滞金	83	延滞金 83,000円
目 0. 加算金	1	△ 1	0	1. 加算金	△ 1	「廃目」 加算金 △1,000円
目 0. 過料	1	△ 1	0	1. 過料	△ 1	「廃目」 過料 △1,000円
項 0. 町預金利子	1	△ 1	0			
目 0. 町預金利子	1	△ 1	0	1. 町預金利子	△ 1	「廃目」 町預金利子 △1,000円
項 3. 貸付金元利収入	732	△ 21	711			
目 1. 貸付金元利収入	732	△ 21	711	1. 貸付金元利収入	△ 21	奨学金返還金 △21,000円
項 4. 受託事業収入	30,252	△ 1,126	29,126			
目 2. 後期高齢者医療広域連合受託事業収入	433	△ 156	277	1. 後期高齢者医療広域連合受託事業収入	△ 156	後期高齢者医療広域連合受託事業収入 △156,000円

款21. 諸 収 入

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
目 3. 地域支援事業受託収入	16,333 △	970	15,363	1. 地域支援事業受託収入	△ 970	地域支援事業受託収入 △970,000 円
項 5. 雑 入	58,174 △	15,384	42,790			
目 0. 滞納処分費	1 △	1	0	1. 滞納処分費	△ 1	「廃目」 滞納処分費 △1,000 円
目 0. 弁 償 金	1 △	1	0	1. 弁 償 金	△ 1	「廃目」 弁 償 金 △1,000 円
目 0. 連約金及び延納利息	1 △	1	0	1. 連約金及び延納利息	△ 1	「廃目」 連約金及び延納利息 △1,000 円
目 4. 雑 入	54,634 △	14,784	39,850	1. 雑 入	△ 14,784	臨時的任用職員等社会保険料 △442,000 円 重度心身障害者高額療養費 △642,000 円 古紙売却代金 △18,000 円 農業者年金業務委託手数料 △1,000 円 緑の羽根募金事務費 1,000 円 町営住宅敷金預金利子 △1,000 円

(単位：千円)

款21. 諸 収 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
						コピー使用料 △24,000 円
						切手代 △1,000 円
						その他雑入 49,000 円
						建築物調査委託料 21,000 円
						住宅金融支援機構建設工事事務委託料 △1,000 円
						公衆電話手数料 △39,000 円
						庁舎電気ガス等使用料 43,000 円
						自動車共済金 16,000 円
						ひとり親家庭等医療高額療養費 △338,000 円
						印刷機使用料 15,000 円
						北海道市町村福祉協会助成金 △8,000 円
						自販機手数料 △55,000 円
						乳幼児等医療高額療養費 △81,000 円
						派遣職員人件費負担金 61,000 円

[款 21. 諸 収 入]

歳出予算補正事項別明細書

款10. 教育費

項 1. 教育総務費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			区 分	節 金 額	説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源				
					国 道 支 出 金	地 方 債			
款10. 教育費	282,107	△ 10,069	272,038	△ 62	△ 1,767	△ 8,240			
項 1. 教育総務費	67,823	△ 2,205	65,618		△ 1,149	△ 1,056			
目 2. 事務局費	66,231	△ 2,205	64,026		△ 1,149	△ 1,056	1. 報 酬	委員報酬 △63,000 円 ・ 仁木町立学校整備促進審議会委員報酬 △63,000 円 ・ 町立学校整備促進審議会運営経費 △63,000 円	
							7. 賃 金	非常勤任用職員賃金 △48,000 円 ・ 非常勤事務職員 △48,000 円 ・ 教育委員会事務局経費 △48,000 円	
							9. 旅 費	費用弁償 △60,000 円 ・ 外国語指導助手招致事業 △60,000 円	
							13. 委 託 料	健診委託料 △ 1,044 ・ 学校職員健康診断委託料 △310,000 円 ・ 教職員福利厚生経費 △310,000 円 基本計画策定等委託料 △734,000 円	

款10. 教育費 項 1. 教育総務費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節 区 分	金額	説 明
				財 源					
				特 定 財 源	一 般 財 源	其 他			
国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他							
項 2. 小学校費									
	77,339	△ 2,984	74,355	△ 153	△ 281	△ 2,550			
目 1. 学校管理費									
	54,118	△ 2,172	51,946		△ 280	△ 1,892	11. 需用費		
							△ 1,312	燃料費 ・ 重油 ・ 小学校施設管理経費 ・ 灯油 ・ 小学校施設管理経費 修繕費 ・ 機械器具等修繕 ・ 小学校施設管理経費 ・ 施設維持修繕 ・ 小学校施設管理経費	
								・ 町立学校整備促進審議会運営経費 △734,000 円 高等学校生徒通学費等補助金 △990,000 円 ・ 高等学校生徒通学費等補助事業 △990,000 円	

款10. 教育費

項 2. 小学校費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	節 金 額	説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源				
					国 道 支 出 金	地 方 債			
								光熱水費 △104,000 円	
								・ 電気料 △54,000 円	
								・ 小学校施設管理経費 △54,000 円	
								・ 水道料 △50,000 円	
								・ 小学校施設管理経費 △50,000 円	
						12. 役務費	△ 50	保管料・筆耕翻訳料及び手数料 △50,000 円	
								・ 廃棄物処理手数料 △50,000 円	
								・ 小学校施設管理経費 △50,000 円	
						13. 委託料	△ 569	施設管理委託料 △88,000 円	
								・ 银山小学校管理委託料 △44,000 円	
								・ 小学校施設管理経費 △44,000 円	
								・ 仁木小学校管理委託料 △44,000 円	
								・ 小学校施設管理経費 △44,000 円	
								除排雪委託料 △102,000 円	

(単位：千円)

項 2. 小学校費

款10. 教育費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	節 金 額	説 明
				補定財源	一般財源				
					国道支出金	地方債			
目 2. 教育振興費	23,221	△ 812	22,409	△ 153	△ 1	△ 658	20. 扶助費	要保護・準要保護児童生徒就学奨励費 △487,000 円 ・ 就学奨励・特別支援教育就学奨励事務経費 △487,000 円 特別支援教育児童生徒就学奨励費 △325,000 円 ・ 就学奨励・特別支援教育就学奨励事務経費 △325,000 円	
項 3. 中学校費	59,023	△ 3,270	55,753		△ 341	△ 2,929			
目 1. 学校管理費	36,534	△ 2,502	34,032		△ 341	△ 2,161	7. 賃 金	非常勤任用職員賃金 △1,010,000 円 ・ 非常勤事務職員 △1,010,000 円 ・ 中学校特別支援教育等事業経費 △1,010,000 円	
							14. 使用料及び賃借料	自動車等借上料 △241,000 円 ・ 校外学習事業経費 △140,000 円 ・ 総合的な学習事業経費 △101,000 円	
								・ 小学校施設管理経費 △102,000 円 通学バス運行委託料 △379,000 円 ・ 通学バス運行経費 △379,000 円	

[款 10. 教育費]

款10. 教育費

項 3. 中学校費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				区 分	節 金 額	説 明
				特 定 財 源	財 源					
					国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他			
							8. 報償費	△ 71	その他報償費 ・ 総合学習等報償 ・ 総合的な学習事業経費	△71,000 円 △71,000 円 △71,000 円
							11. 需用費	△ 620	燃料費 ・ 重油 ・ 中学校施設管理経費 ・ 灯油 ・ 中学校施設管理経費 修繕費 ・ 機械器具等修繕 ・ 中学校施設管理経費	△277,000 円 △238,000 円 △238,000 円 △39,000 円 △39,000 円 △107,000 円 △107,000 円 △107,000 円
									光熱水費 ・ 電気料 ・ 中学校施設管理経費	△236,000 円 △200,000 円 △200,000 円

項 3. 中学校費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	節 金額	説 明
				国 道 支 出 金	財 源				
					特 定 財 源	一 般 財 源			
									・水道料 △36,000 円
									・ 中学校施設管理経費 △36,000 円
							△	50	保管料・筆耕翻訳料及び手数料 △50,000 円
									・ 廃棄物処理手数料 △50,000 円
									・ 中学校施設管理経費 △50,000 円
							△	319	施設管理委託料 △88,000 円
									・ 仁木中学校管理委託料 △44,000 円
									・ 中学校施設管理経費 △44,000 円
									・ 銀山中学校管理委託料 △44,000 円
									・ 中学校施設管理経費 △44,000 円
									除排雪委託料 △231,000 円
									・ 中学校施設管理経費 △231,000 円
							△	62	自動車等借上料 △62,000 円
									・ 校外学習事業経費 △62,000 円

款10. 教育費

項 3. 中学校費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節 区 分	金額	説 明
				特 定 財 源		一般財源			
				国道支出金	地方債				
目 2. 教育振興費	22,489	△ 768	21,721			△ 768	16. 原材料費 19. 負担金補助 及び交付金 19. 負担金補助 及び交付金 20. 扶助費	施設維持補修用原材料購入 △37,000 円 ・ 中学校施設管理経費 △37,000 円 中体連、中文連参加補助金 △333,000 円 ・ 校外学習事業経費 △333,000 円 遠距離通学費補助金 △135,000 円 ・ 就学援助・特別支援教育就学奨励事 務経費 △135,000 円 要保護・準要保護児童生徒就学援助費 △633,000 円 ・ 就学援助・特別支援教育就学奨励事 務経費 △633,000 円	
項 4. 社会教育費	12,760	△ 375	12,385	91	86	△ 552			
目 1. 社会教育総務費	12,760	△ 375	12,385	91	86	△ 552	1. 報 酬	委員報酬 △54,000 円 ・ 社会教育委員報酬 △54,000 円 ・ 社会教育委員運営経費 △54,000 円 その他報酬費 △50,000 円 ・ 女性教育報償 △50,000 円	

(単位：千円)

項 4. 社会教育費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区 分	金額	説 明
				特定財源	一般財源					
					国道支出金	地方債	その他			
項 5. 保健体育費	65,162	△ 1,235	63,927	△ 82	△ 1,153					
目 1. 保健体育総務費	9,972	△ 275	9,697		△ 275					
							11. 需用費	△ 150	・ 女性教育経費 △50,000 円 修繕費 △150,000 円 ・ 機械器具等修繕 △150,000 円 ・ 町民センター管理運営経費 △100,000 円 ・ 陶芸施設管理運営経費 △50,000 円	
							13. 委託料	△ 69	施設管理委託料 △69,000 円 ・ 町民センター管理運営委託料 △69,000 円 ・ 町民センター管理運営経費 △69,000 円	
							14. 使用料及び貸借料	△ 52	自動車等借上料 △52,000 円 ・ 女性教育経費 △52,000 円	
							8. 報償費	△ 141	謝礼金 △69,000 円 ・ スポーツ指導員報償 △69,000 円 ・ スポーツ指導経費 △69,000 円	

[款 10. 教育費]

款10. 教育費

項 5. 保健体育費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節 分 区		明 説
				特 定 財 源	一 般 財 源		金 額	節 分 区	
					国 道 支 出 金	地 方 債			
目 3. 学 校 給 食 費									その他報償費 ・各種大会、会議参加報償 ・体育大会等開催経費
									仁木町スポーツ少年団育成補助金 ・体育団体補助金
	39,689	△	38,910	△	82	697	△	296	パートタイム任用職員賃金 ・パートタイム調理員 ・学校給食センター運営経費
								300	修繕費 ・機械器具等修繕 ・学校給食センター運営経費
								△	通信運搬費 ・運搬料 ・学校給食センター運営経費

項 5. 保健体育費

款 10. 教育費

(単位:千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説 明
				一般財源	財源		区 分	金 額	
					特定財源	地方債			
目 4. スキ一場管理費	11,871	△ 181	11,690	△	181		19. 負担金補助 及び交付金	△ 96	学校給食費補助金 △96,000 円 ・ 学校給食費補助事業 △96,000 円
		△		△	181		11. 需用費	△ 111	修繕費 △111,000 円 ・ 機械器具等修繕 △111,000 円 ・ スキ一場管理運営経費 △111,000 円
							13. 委託料	△ 70	施設管理委託料 △70,000 円 ・ スキ一場管理委託料 △70,000 円 ・ スキ一場管理運営経費 △70,000 円

日 程 第 6

報 告 第 3 号

令和2年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第1号）のうち、
教育費に関する件

このことについて、別紙のとおり歳入歳出予算を補正したので、仁木町教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則第2条第12項の規定により提出します。

令和2年5月20日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩 井 秋 男

議案第1号

令和2年度余市郡仁木町一般会計補正予算(第1号)

令和2年度余市郡仁木町一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 353,442 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

れ 3,969,529 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年5月15日提出

仁木町長 佐藤聖一郎

(単位：千円)

第1表 歳入歳出予算補正

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金		291,770	334,060	625,830
	2. 国庫補助金	78,586	334,060	412,646
19. 繰入金		305,482	19,382	324,864
	1. 基金繰入金	305,482	19,382	324,864
	歳入合計	3,616,087	353,442	3,969,529

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		662,020	310,234	972,254
	1. 総務管理費	602,460	314,229	916,689
	2. 徴税費	33,342	△842	32,500
	3. 戸籍住民登録費	20,563	△3,153	17,410
3. 民生費		819,158	5,849	825,007
	1. 社会福祉費	610,073	1,789	611,862
	2. 児童福祉費	209,005	4,060	213,065
4. 衛生費		441,605	15,826	457,431
	1. 保健衛生費	441,605	15,826	457,431
6. 農林水産業費		235,976	3,670	239,646
	1. 農業費	229,792	3,670	233,462
7. 商工費		181,343	17,902	199,245
	1. 商工費	181,343	17,902	199,245
9. 消防費		215,144	52	215,196
	1. 消防費	215,144	52	215,196
10. 教育費		256,281	△91	256,190
	1. 教育総務費	64,907	10	64,917
	5. 保健体育費	69,714	△101	69,613
	歳出合計	3,616,087	353,442	3,969,529

1. 総括
(歳入)

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 町 税	322,559		322,559
2. 地方譲与税	41,590		41,590
3. 利子割交付金	400		400
4. 配当割交付金	550		550
5. 株式等譲渡所得割交付金	250		250
6. 法人事業税交付金	400		400
7. 地方消費税交付金	83,000		83,000
8. ゴルフ場利用税交付金	3,100		3,100
9. 環境性能割交付金	5,000		5,000
10. 地方特例交付金	1,800		1,800
11. 地方交付税	1,775,000		1,775,000
12. 交通安全対策特別交付金	500		500
13. 分担金及び負担金	5,904		5,904
14. 使用料及び手数料	72,073		72,073
15. 国庫支出金	291,770	334,060	625,830
16. 道支出金	247,921		247,921
17. 財産収入	16,599		16,599
18. 寄附金	200,010		200,010
19. 繰入金	305,482	19,382	324,864
20. 繰越金	5,000		5,000
21. 諸収入	54,179		54,179
22. 町 債	183,000		183,000
歳入合計	3,616,087	353,442	3,969,529

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1. 議会費	56,795		56,795				
2. 総務費	662,020	310,234	972,254	330,002			△19,768
3. 民生費	819,158	5,849	825,007	4,058			1,791
4. 衛生費	441,605	15,826	457,431				15,826
5. 労働費	31		31				
6. 農林水産業費	235,976	3,670	239,646				3,670
7. 商工費	181,343	17,902	199,245				17,902
8. 土木費	311,192		311,192				
9. 消防費	215,144	52	215,196				52
10. 教育費	256,281	△91	256,190				△91
11. 災害復旧費	10		10				
12. 公債費	433,817		433,817				
13. 諸支出金	715		715				
14. 予備費	2,000		2,000				
歳出合計	3,616,087	353,442	3,969,529	334,060			19,382

歳出予算補正事項別明細書

項 1. 教育総務費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源				
					国道支出金	地方債			
款10. 教育費	256,281	△	256,190		△	91			
項 1. 教育総務費	64,907	10	64,917			10			
目 2. 事務局費	63,318	10	63,328			10	10	退職手当組合負担金 ・ 一般職 ・ 事務局管理経費	
項 5. 保健体育費	69,714	△	69,613		△	101		退職手当組合特別負担金 ・ 事務局管理経費	
目 3. 学校給食費	41,715	△	41,614		△	101	59	一般職給 ・ 学校給食管理経費	
							80	期末手当 ・ 一般職 ・ 学校給食管理経費	
								勤勉手当 △34,000 円	

(単位：千円)

項 5. 保健体育費

款 10. 教育費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源		区 分	金 額	
					国道支出金	地方債			
									・ 一般職 △34,000 円
									・ 学校給食管理経費 △34,000 円
							4. 共済費	△ 80	共済費負担金 △80,000 円
									・ 学校給食管理経費 △80,000 円

日程第 7

議案第 1 号

令和 2 年度小中学校情報通信環境整備工事に関する件について

仁木町教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則
第 2 条第 1 0 項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和 2 年 5 月 2 0 日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩 井 秋 男

○ 令和2年度小中学校情報通信環境整備工事 概要

・ 予算金額 14,966,000円

・ 工事期間 令和2年5月27日～令和3年1月29日

・ 主な工事概要

1 仁木小学校

無線LAN アクセスポイント	7か所	
LANケーブル 延長	455m	
タブレット収納保管庫（充電機能を含む）	3台	1台当40端末収納

2 銀山小学校

無線LAN アクセスポイント	7か所	
LANケーブル 延長	300m	
タブレット収納保管庫（充電機能を含む）	1台	1台当40端末収納

3 仁木中学校

無線LAN アクセスポイント	6か所	
LANケーブル 延長	450m	
タブレット収納保管庫（充電機能を含む）	2台	60端末収納

4 銀山小学校

無線LAN アクセスポイント	7か所	
LANケーブル 延長	325m	
タブレット収納保管庫（充電機能を含む）	1台	1台当40端末収納

・ 入札執行日 令和2年5月22日

日程第 8

議案第 2 号

仁木町教育委員会非常勤任用職員取扱規則の廃止に
関する件について

仁木町教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則
第2条第11項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和2年5月20日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩井 秋 男

仁木町教育委員会非常勤任用職員取扱規則を廃止する規則

仁木町教育委員会非常勤任用職員取扱規則（平成6年仁木町教育委員会規則第4号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

日程第 9

議案第 3 号

仁木町外国語指導助手任用規則の全部を改正する規則に
関する件について

仁木町教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則
第 2 条第 1 1 項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和 2 年 5 月 2 0 日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩 井 秋 男

仁木町外国語指導助手任用規則

仁木町外国語指導助手任用規則（平成21年教育委員会規則第1号）の全部を改める。

第1章 総則（第1条・第2条）

（目的）

第1条 この規則は、語学指導等を行う外国青年招致事業により、仁木町において語学指導等を行う外国青年（以下「外国語指導助手」という。）の勤務条件を定めることを目的とする。

2 外国語指導助手の勤務条件に関する事項でこの規則に定めのないものについては、地方公務員法（昭和25年法律第261号）その他の法令及び北海道の条例規則（以下「法令等」という。）の定めるところによる。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に定める用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「所属長」とは、仁木町教育委員会教育長をいう。
- (2) 「週」とは、日曜日に始まり直近の土曜日に終わる期間
- (3) 「月」とは、1日に始まり当該月の末日に終わる期間

第2章 職務（第3条）

（職務）

第3条 外国語指導助手は、仁木町教育委員会（以下「委員会」という。）事務局又は学校その他の場所において、所属長又は校長の指示を受け、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 小学校、中学校における外国語等の授業の補助
- (2) 小学校における外国語活動等の補助
- (3) 外国語教材作成の補助
- (4) 外国語担当教員等に対する現職研修の補助
- (5) 特別活動や部活動等への協力
- (6) 外国語担当教員等に対する語学に関する情報の提供
- (7) 外国語スピーチコンテスト等への協力
- (8) 地域における国際交流活動への協力

(9) その他所属長又は校長が必要と認める職務

2 外国語指導助手は所属長の指示に従って管下の学校を巡回して職務を行う。

第3章 任用期間及びその終了（第4条・第5条）

（任用期間）

第4条 外国語指導助手の任用期間は、所属長が別に定める。

（退職）

第5条 外国語指導助手は前条の任用期間は誠実に職務を遂行しなければならない。ただし、やむを得ず前条の期間の満了前に退職するときは、退職しようとする日の30日前までに所属長に申し出なければならない。

第4章 報酬その他の給付（第6条―第9条）

（報酬及びその計算）

第6条 外国語指導助手の報酬は、来日1年目については月額28万円（年額336万円）、2年目については月額30万円（年額360万円）、3年目については月額32万5千円（年額390万円）、4年目以降については月額33万円（年額396万円）程度とする。

2 報酬の支給日は、原則として毎月21日とする。ただし、その日が休日又は勤務を要しない日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い日で、休日又は勤務を要しない日でない日とする。

3 外国語指導助手の勤務が月の中途から開始し、又月の途中で終了したときは、当該月にかかる報酬の額は、その支給対象となる期間の現日数から第10条第2項及び第3項に規定する勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割計算により算出する。

4 報酬の時間割計算に当たっては、月額報酬に12を乗じ、その額を第10条第1項で規定する1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額を1時間当たりの額とする。

（報酬の減額）

第7条 外国語指導助手が勤務を要する時間に勤務しなかった場合は、この規則に別の定めがあるときを除き、当該勤務しなかった1時間につき前条第4項により計算した1時間当たりの額を前条第1項の報酬から減額して支給するものとし、当該勤務しなかった時間の属する月の報酬からこれを減額できなかったときは、翌月の報酬からこれを減額するも

のとする。

- 2 前項の勤務しなかった時間の計算に当たっては、当該勤務しなかった時間の属する月におけるすべての勤務しなかった時間を合計して行うものとし、1時間未満の端数については、30分未満を切り捨て、30分以上は1時間とする。

(費用弁償等)

第8条 外国語指導助手が職務を行うために旅行するときは、仁木町職員の旅費に関する条例(昭和28年仁木町条例第7号)を準用し、費用弁償を支給する。

- 2 委員会は、別に定めるところにより、外国語指導助手の赴任及び帰国のための費用を弁償する。ただし、帰国費用は、次の各号に掲げる条件のすべてを満たす者に対して支給するものとする。

- (1) 第4条第1項の任期を満了すること。

- (2) 任期満了日の翌日から1か月以内に、日本において北海道又は第三者と任用又は雇用関係に入らないこと。

- (3) 後半任期満了日の翌日から起算して1か月を経過する日までに、帰国のために日本を出発すること。

- 3 前項の規定にかかわらず、本人の責に因らない理由により後半任期満了前に帰国する場合で、特に所属長がやむを得ないと認めたときは、帰国費用を弁償することができる。

(損害補償)

第9条 委員会は外国語指導助手が正当な理由なく帰国した場合等によって実際に被った損害について賠償を求めることができる。

第5章 勤務時間、休日、休暇及び休職(第10条—第15条)

(勤務時間)

第10条 外国語指導助手の勤務時間は、休憩時間を除き1週間について35時間とする。

- 2 外国語指導助手の勤務時間の割振りは、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後4時30分までとし、土曜日及び日曜日は勤務を要しない日とする。ただし、月曜日から金曜日までの毎日午後零時から午後1時までは休憩時間とし、この時間は外国語指導助手が自由に使用できるものとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、所属長は、外国語指導助手に対し、前項以外の時間に勤務することを指示することができる。この場合は、その週を含めて4週間以内に代休を与え

ることとし、当該4週間を平均して1週間につき35時間を超える勤務をさせないものとする。

4 前項の勤務にあたっては、労働基準法（昭和22年法律第49号）第32条に基づき、当該週の勤務時間の合計が40時間を超える勤務をさせないものとし、1日については8時間を超えて勤務させないものとする。また、同法第35条第1項の定めにより、毎週少なくとも1日の勤務を要しない日を与えるものとする。

5 第2項の規定にかかわらず、所属長は、外国語指導助手に対し、その勤務時間又は休憩時間の変更を指示することができる。この場合においても、1日につき8時間を超える勤務をさせないものとする。

（休日）

第11条 次の各号に掲げる日を休日とする。

（1）国民の祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に定める休日をいう。）

（2）年末年始（12月31日及び翌年1月2日から5日までの期間をいう。）

2 前項の規定にかかわらず、所属長は、あらかじめ、振り替える休日を指定した上で、前項の休日に勤務を命ずることができる。

3 休日は有給とする。

（年次有給休暇）

第12条 外国語指導助手は、第4条に定める任用期間中に分割又は連続した20日間の年次有給休暇を取得することができる。ただし、特に必要があると認められるときは、1時間を単位とすることができる。

2 外国語指導助手が第4条の任用期間満了後、仁木町に再度任用される場合には、20日間を限度として年次有給休暇を、次の任用期間に繰り越すことができるものとする。

3 所属長は、外国語指導助手から請求された時季に年次有給休暇を与えることが、事業の円滑な運営を妨げる場合には、他の時季にこれを与えることができる。

（病気休暇）

第13条 病気休暇の時期は、病気又は負傷のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限の期間とする。

2 病気休暇はその開始の日から起算して20日（勤務を要しない日及び休日を含む。以下この項の日数において同じ。）を越えることができない。病気休暇を承認された期間と期

間の間が7日に満たないときは、それらの2の期間は連続するものとみなす。

3 病気休暇は有給とする。

(特別休暇)

第14条 特別休暇は、仁木町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年仁木町規則第6号。以下「休暇規則」という。）第14条を準用する。ただし、休暇規則別表第3第8号は除く。

2 外国語指導助手が第4条の任用期間満了後、仁木町に再度任用され、夏季における心身の健康維持及び増進又は、家庭生活の充実のために勤務しないことが相当であると認められる場合は、8月から9月の期間内における、週休日及び休日を除いて原則として連続する3日間の範囲内で特別休暇を与えることができる。

(育児休暇)

第15条 育児休業は、仁木町職員の育児休業等に関する条例（平成4年仁木町条例第6号）を準用する。

第6章 服務（第16条—第26条）

(職務命令に従う義務)

第16条 外国語指導助手は、その職務を遂行するに当たって、法令等及び上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

(人事評価)

第17条 所属長は外国語指導助手の執務について、別に定める要領に基づき人事評価を行うものとする。

(職務専念義務)

第18条 外国語指導助手は、この規則に特別の定めがある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のため用いなければならない。

(信用失墜行為の禁止)

第19条 外国語指導助手は委員会及び語学指導を行う外国青年招致事業の信用を傷つけるような行為をしてはならない。

(守秘義務)

第20条 外国語指導助手は、職務を遂行するに当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。退職した後も同様とする。

(政治的行為の制限)

第21条 外国語指導助手は、地方公務員法が禁止する政治的行為を行ってはならない。

(争議行為等の禁止)

第22条 外国語指導助手は、同盟罷業、怠業その他の地方公務員法が禁止する争議行為をしてはならない。

(ハラスメントの禁止)

第23条 外国語指導助手は、セクシャルハラスメントや妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント、パワーハラスメントを疑われる言動によって他の職員に不快感を与え、就業環境を害してはならない。

(営利企業等の従事制限)

第24条 外国語指導助手は、語学指導を行う外国青年招致事業の目的を十分理解した上で、その職務に専念するものとし、営利企業を営むことを目的とする会社の役員を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事することのないよう努めなければならない。

2 外国語指導助手は、前項のいずれかの行為を行う場合又は組織の役員となる場合は、事前に所属長に届け、許可を受けなければならない。

(宗教活動の制限)

第25条 外国語指導助手は、その勤務に関して、宗教活動を行ってはならない。

(自動車等運転の制限)

第26条 外国語指導助手は、通勤のための場合を除き、所属長の許可を受けずにその勤務のため自動車等を運転してはならない。

第7章 懲戒等 (第27条—第32条)

(免職)

第27条 委員会は、外国語指導助手に次の各号の一に該当する事由が生じた場合は当該外国語指導助手を免職することができる。

- (1) 日本国憲法その他日本の法令又はこの規則に違反した場合
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた場合
- (3) 当該外国語指導助手の担当する職務にふさわしくない行為があった場合
- (4) 身体又は精神の障害により職務に堪えられないと認められる場合

(5) 勤務態度が不良で改善の見込みがないと認められる場合

(6) 勤務しない日が連続して60日(勤務しない理由が職務又は通勤による災害である場合並びに第15条第1項第5号及び第6号の休暇である場合においては、それぞれの期間の満了した後の30日間を除く。)を超えた場合

(7) 応募書類に虚偽の記載があった場合

2 前項の規定にかかわらず、委員会は、議会により予算が承認されず、又は予算が削減されたため外国語指導助手に報酬を支払うことができない場合は30日前までに予告し、又は1月分の報酬を支払って外国語指導助手を免職することができる。

(休職)

第28条 外国語指導助手が病気(第31条第1項の疾病を除く。)負傷その他やむを得ない理由により勤務できない日が連続して20日(勤務を要しない日及び休日を含む。次項日数においても同じ。)を超える場合においては、委員会は外国語指導助手の申請により必要と認めるときは、これを休職させることができる。

2 前項の場合において、その休職の期間中の報酬の支給は、次の各号に定めるところによる。

(1) 勤務できない事由が職務による負傷又は疾病である場合は、その休職の期間中、報酬の全額を支給する。

(2) 勤務できない事由が前号に定めるもの以外の場合は、その休職の期間が当該休職に先行する勤務できない日の初日から起算して30日に達するまでは報酬の全額を支給し、30日を超え60日に達するまでは報酬の半額を支給し、60日を超えるときは報酬を支給しない。

(起訴休職)

第29条 外国語指導助手が刑事事件に関して起訴されたときは、委員会は当該外国語指導助手を休職させることができる。

2 前項の場合において、その休職期間中は報酬の6割を支給する。

(懲戒処分)

第30条 委員会は、外国語指導助手に次の各号の一に該当する事由が生じた場合は、当該外国語指導助手に対し、戒告、減給、停職又は懲戒免職の処分をすることができる。

(1) 日本国憲法その他日本の法令又はこの規則に違反した場合

(2) 禁錮以上の刑に処せられた場合

(3) 当該外国青年の担当する職務にふさわしくない行為があった場合

(4) 勤務態度が不良と認められる場合

2 前項の各処分の意義及び効果は、次の各号に定めるところによる。

(1) 戒告 書面により当該行為を戒める。

(2) 減給 1回につき第7条第4項の規定により算出された1日当たりの報酬日額の半額を減給し、当該行為を戒める。ただし、1月以内に2回以上減給する場合においても、その総額は1月における報酬の10分の1を上回らないものとする。

(3) 停職 7日以内の期間を定めて勤務を禁止するものとし、その間の報酬は支払われない。

(4) 懲戒免職 予告期間を設けることなく即時に免職する。この場合において、所管の労働基準監督署の認定を受けたときは、労働基準法第20条に規定する手当を支給しない。

(勤務禁止)

第31条 外国語指導助手が次の各号に掲げる伝染性の疾病その他の疾病にかかった場合は、委員会は当該外国語指導助手を勤務させないものとする。

(1) 病毒伝ばのおそれのある感染性の疾病にかかって、感染予防の措置をしていない場合

(2) 心臓、腎臓、肺等の疾病で、労働のため病状が著しく悪化するおそれがある場合

(3) 前2号に準ずる疾病で厚生労働大臣が定めるものにかかった場合

2 前項の場合において、その勤務しない期間中の報酬の支給については、第28条第2項の規定を準用する。

(休暇及び休職の手続き)

第32条 休暇及び休職の手続きは、休暇規則を準用する。

2 第29条第1項による休職及び第31条第1項による勤務禁止の原因となる事実が生じた場合は、当該外国語指導助手は速やかにその事実を所属長に届けなければならない。

第8章 公務災害補償等 (第33条・第34条)

(公務災害補償)

第33条 外国語指導助手は、公務上の災害(負傷、疾病、障害等又は死亡をいう。以下同じ。)又は通勤による災害を受けた場合は、北海道町村非常勤職員公務災害補償組合の定めるところにより、これらの災害に対する補償を受けることができる。

(公務外の災害補償)

第34条 委員会は、損害保険契約の締結により、外国語指導助手が公務上の災害又は通勤による災害以外の災害を受けた場合における損害補償について配慮するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

日程第10

議案第4号

仁木町教育委員会会計年度任用職員取扱規則の制定に
関する件について

仁木町教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則
第2条第11項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和2年5月20日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩井秋男

仁木町教育委員会会計年度任用職員取扱規則

(目的)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の任用、報酬及び身分取扱等の必要な事項を定め、人事の適正な管理を図ることを目的とする。

(任用等の取扱い)

第2条 仁木町教育委員会に勤務する会計年度任用職員の任用等の取扱いについては、仁木町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年仁木町条例第20号）、仁木町会計年度任用職員の任用等に関する規則（令和2年仁木町規則第4号）及び仁木町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年仁木町規則第6号）を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

日程第 11

議案第 5 号

仁木町立学校支援員配置に関する規則の一部を
改正する規則に関する件について

仁木町教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則
第 2 条第 1 1 項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和 2 年 5 月 2 0 日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩 井 秋 男

仁木町立学校支援員配置に関する規則の一部を改正する規則

仁木町立学校支援員配置に関する規則（平成24年仁木町教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分とこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分とをこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付したように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分がないものは、これを加え、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線に付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動する。

改正後	改正前
<p>(身及び任期) 第4条 支援員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員とする。</p>	<p>(任用、給与及び身分取扱等) 第4条 支援員は、非常勤職員とし、任用、給与及び身分取扱等については仁木町教育委員会非常勤任用職員取扱規則（平成6年仁木町教育委員会規則第4号）によるものとする。ただし、勤務の特殊性によりこれにより難い場合は教育長が別に定める。</p>
<p>2 支援員の任期は、その任用の日から同日の属する会計年度の末日までとする。 (任用の取扱い等) 第5条 支援員の任用の取扱い等については、仁木町教育委員会会計年度任用職員取扱規則(令和2年仁木町教育委員会規則第 号)の定めるところによる。ただし、勤務の特殊性によりこれにより難い場合は教育長が別に定める。</p>	<p>(補則) 第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

日程第12

議案第6号

仁木町水泳プール管理人服務規程の一部を改正する規程に
関する件について

仁木町教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則
第2条第11項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和2年5月20日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩井秋男

仁木町水泳プール管理人服務規程の一部を改正する規程

仁木町水泳プール管理人服務規程（平成28年仁木町教育委員会告示第7号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分があるものは、これを当該傍線を付した部分のように改める。

新	旧
<p>(勤務時間・その他の勤務条件) 第3条 略 (1)～(2) 略 (3) 管理人の取扱い等については、仁木町教育委員会会計年度任用職員取扱規則(令和2年仁木町教育委員会規則第 号)の定めるところによる。ただし、勤務の特殊性によりこれにより難しい場合は教育長が別に定める。</p>	<p>(勤務時間・その他の勤務条件) 第3条 略 (1)～(2) 略 (3) <u>出勤日以外は無給とする。</u></p>

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

日程第 11

協議案第 1 号

当面する教育諸問題について

令和2年5月20日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩井 秋 男

1 当面する教育諸問題

(1) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に対する対象事業について

(2) 公立学校情報機器整備費補助金に関する情報機器端末の購入について

2 当面する行事日程について

★ 令和2年第6回仁木町教育委員会定例会

6月 日 () : ~ 応接室

※令和元年・・・6月7日(金) 15:52~17:00

※平成30年・・・6月6日(水) 17:30~19:30

※議運 6月5日(金) 見込

3 その他

